

新築住宅の固定資産税・都市計画税の軽減の特例

新居に住まわれてから掛かる税金

{1} 固定資産税

税額＝固定資産税評価額×1,4%(標準税率):税率は核市町村により異なる。

{2} 都市計画税

税額＝固定資産税評価額×0,3%(最高税率):税率は核市町村により異なる。

{3} 住宅用地の課税標準の特例

固定資産税の評価額の軽減

A) 200㎡以下の小規模住宅用地……………評価額×1/6

B) 200㎡を超える住宅用地……………評価額×1/3

* 200㎡を超える住宅用地でも200㎡までの部分は小規模住宅用地となり1/6となる。

都市計画税の評価額の軽減

A) 200㎡以下の小規模住宅用地……………評価額×1/3

B) 200㎡を超える住宅用地……………評価額×2/3

{4} 新築住宅の固定資産税額軽減の特例

新築の日の翌年から3年間(3階建以上の準耐火構造・耐火構造の場合5年間)は、新築の居住部分(120㎡まで)に相当する税額が1/2に軽減。

■特例の要件

* 自己居住用住宅の床面積50㎡以上280㎡以下のもので減額対象は120㎡分まで

* 「認定長期優良住宅」の場合新築から5年間税額が1/2に減額。

* 新築分譲物件の場合、「3年間＝新築の日の翌年から購入するまでの期間＝税額軽減の特例期間」となる。